

番 号	題 名		
請願第1号	大分市手話言語条例制定についての請願		
紹介議員	倉掛 賢裕		
提出者 住所 氏名	大分市大津町1丁目9番5号 大分県聴覚障害者センター内 大分市聴力障害者福祉会 会長 宮崎 恵子 大分市大津町1丁目9番5号 大分県聴覚障害者センター内 大分市手話サークル「はぐるま」夜の部 会長 久松 久仁子 大分市大津町1丁目9番5号 大分県聴覚障害者センター内 大分市手話サークル「はぐるま」昼の部 会長 木本 美佐子		
受理年月日	令和元年7月1日	付託委員会	厚生
要 旨	<p>手話は、音声言語が聞こえない、話せない聾者にとって、また、聞こえにくい、話しづらい難聴者にとっての必要不可欠な視覚言語である。特に手話を母語とする聾者にとって、手話は、情報獲得やコミュニケーションの手段として、また、教育を受け、社会生活を営み、人として成長するために大切に育まれてきた。手話は、音声日本語を手の形で表していると誤解されているが、日本語の文法とは異なる語彙や文法体系をもつ視覚言語であり、主に手指や体の動き、表情を使って表現している。</p> <p>国連の障害者権利条約や障害者基本法において「手話は言語である」と明記されたものの、広く国民に理解されるには至っていないとして、国に対して手話言語法の早期制定を求める運動が全国的に展開され、全ての都道府県議会、市町村議会で法制定を求める意見書が採択され、平成26年には大分市議会でも採択された。その後、全国市長会、全国都道府県議会議長会からも意見書の提出があった。</p> <p>また、障害者差別解消法において「合理的配慮」が明記され、聾者にとって暮らしやすい社会を期待したが、現状は、聾者が相談しようとしても手話でのコミュニケーションが疎まれ、行政サービス等を十分に活用できない状況がある。</p> <p>手話が音声日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供、コミュニケーションが保障された社会を目指す手話言語条例を広く大分市民に知らしめることにより手話の獲得・習得ができて自由に手話で生活できる社会環境の整備を実現していただきたく、下記の事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>大分市手話言語条例を早期に制定すること。</p>		